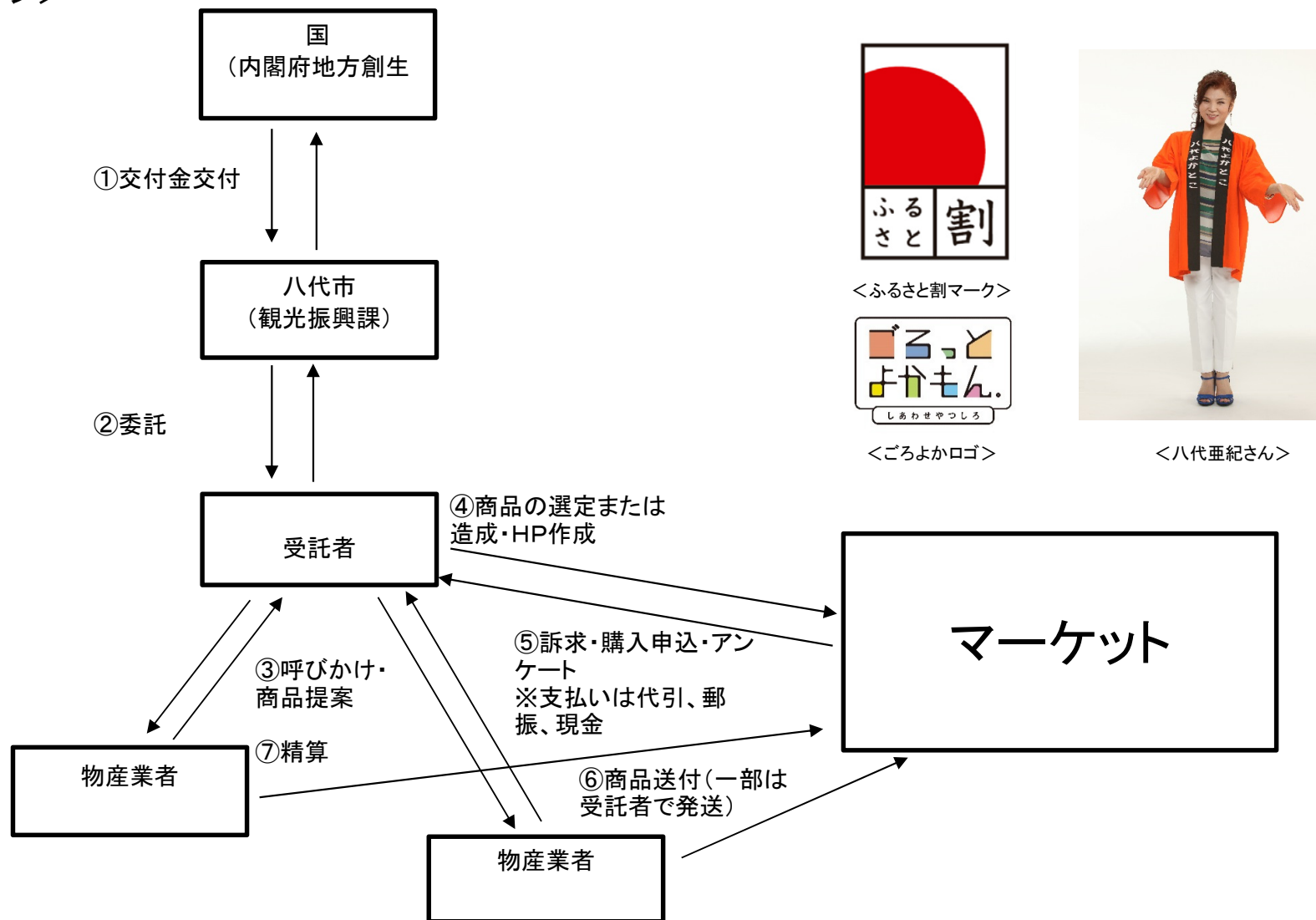


<事業イメージ>



<ふるさと割マーク>



<ごろうよかロゴ>



<八代亜紀さん>

⑦精算については、受託者において必要な手数料を差し引きの上精算金を支払う(10%程度)

例

商品代金(4,200円と仮定)+送料(800円と仮定)相当額で5,000円の商品を補助率30%3,500円で販売する場合。

受託者は販売金額の10%を手数料として徴収=350円。

物産業者には、5,000円から送料(800円)と手数料(350円)を除いた金額3,850円が支払われる。